

新潟市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第39号

新潟市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

新潟市高圧ガス保安法施行細則（平成24年新潟市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「容器検査所の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、法第54条第2項の刻印等を拒否したときは、別記様式第8号の刻印等拒否通知書により申請者に通知するものとする。

第7条を第8条とする。

第6条中「別記様式第14号」を「別記様式第17号」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「登録又は登録の更新の」を「検査，登録，登録の更新又は高圧ガスの種類若しくは圧力の変更の」に、「登録又は登録の更新を」を「検査，登録，登録の更新又は刻印等を」に、「別記様式第13号」を「別記様式第16号」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「別記様式第8号」を「別記様式第11号」に改め、同条第2項中「別記様式第9号」を「別記様式第12号」に改め、同条第3項中「別記様式第10号」を「別記様式第13号」に改め、同条第4項中「別記様式第11号」を「別記様式第14号」に改め、同条第5項中「別記様式第12号」を「別記様式第15号」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（申請）

第4条 次の各号に掲げる申請は、当該各号に定める様式により行わなければならない。

（1） 法第49条第1項の容器再検査の申請 別記様式第9号の容器再検査申請書

（2） 法第49条の4第1項の附属品再検査の申請 別記様式第10号の附属品再検

査申請書

別記様式第14号中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を別記様式第17号とする。

別記様式第13号中「第5条」を「第6条」に改め、同様式を別記様式第16号とする。

別記様式第12号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第15号とする。

別記様式第11号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第14号とする。

別記様式第10号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第9号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第8号中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第7号の次に次の3様式を加える。

第 年 月 日
号

様

新潟市消防長 印

刻印等拒否通知書

年 月 日付けで申請のあった容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更について、下記の理由により拒否するので通知します。

記

刻印又は標章の掲示を拒否する理由

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

容器再検査申請書

年 月 日

（宛先）新潟市消防長

申請者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

下記のとおり容器再検査を受けたいので、申請します。

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所所在地	
容器所在地又は事業所所在地	
容器の種類	
耐圧試験圧力	
容器の数量	
※受付欄	※手数料欄

注1 氏名又は代表者の氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。

2 ※印の欄は、記載しないでください。

附属品再検査申請書

年 月 日

（宛先）新潟市消防長

申請者

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

下記のとおり附属品再検査を受けたいので、申請します。

名称（事業所の名称を含む。）	
事務所所在地	
附属品所在地又は事業所所在地	
附属品の種類	
当該附属品が装置される容器に充填されるガスの種類及び耐圧試験圧力	
附属品の数量	
※受付欄	※手数料欄

注1 氏名又は代表者の氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。

2 ※印の欄は、記載しないでください。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。